

インタフェース仕様書サービス事業所編修正履歴

(内容現在 令和 6 年 10 月 3 日)

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
1	10	ページ番号 10 1.2.2.2.利用者負担上限額管理結果票情報(入力情報) ※1 サービス提供年月が令和●年●月以降使用する。	1	10	ページ番号 10 1.2.2.2.利用者負担上限額管理結果票情報(入力情報) ※1 サービス提供年月が令和 7 年 4 月以降使用する。	1
2	110	ページ番号 110 2.1.2.2.利用者負担上限額管理結果票情報(入力情報) ※1 サービス提供年月が令和●年●月以降使用する。	1	110	ページ番号 110 2.1.2.2.利用者負担上限額管理結果票情報(入力情報) ※1 サービス提供年月が令和 7 年 4 月以降使用する。	1
3	117	ページ番号 117 ※5 当該給付決定に係る障害児が児童福祉法施行令(昭和 23 年政令第 74 号)第 24 条第 3 号に定める無償化対象通所児童又は同令第 27 条の 2 第 3 号に定める無償化対象入所児童である場合であっても、当該給付決定に係る障害児が無償化対象期間外であるものとして算定した利用者負担上限月額を設定する。	1	117	ページ番号 117 ※5 サービス提供年月が令和 7 年 3 月以前は、当該給付決定に係る障害児が児童福祉法施行令(昭和 23 年政令第 74 号)第 24 条第 3 号に定める無償化対象通所児童又は同令第 27 条の 2 第 3 号に定める無償化対象入所児童である場合であっても、当該給付決定に係る障害児が無償化対象期間外であるものとして算定した利用者負担上限月額を設定する。 サービス提供年月が令和 7 年 4 月以降は、当該給付決定に係る障害児が児童福祉法施行令(昭和 23 年政令第 74 号)第 24 条第 3 号に定める無償化対象通所児童又は同令第 27 条の 2 第 3 号に定める無償化対象入所児童であり、 <u>受給者証の「負担上限月額」欄に記載がある場合は、当該給付決定に係る障害児が無償化対象期間外であるものとして算定した利用者負担上限月額を設定し、受給者証の「負担上限月額」欄に記載がない場合は、「0」を設定する。</u>	1